

山口県報

令和5年
6月20日
(火曜日)

目次

- 告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路建設課）……………
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数……………



山口県告示第九十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県道橋東和線道路改良（地家室第二トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和五年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道橋東和線道路改良（地家室第二トンネル）工事
- (一) 工事場所 大島郡周防大島町大字地家室字浜から同大字地蔵浜西までの間
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
-----	-----	---------

ナトム工法 二〇一・〇メートル 八・〇メートル（車道五・五メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和五年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期限

令和五年六月二十日印刷
令和五年六月二十日発行

発行人 山口県知事

令和五年七月十一日 午後四時三十分

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
電子入札システムを使用して令和五年八月十七日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他
この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所（電話〇八二〇―二二一〇三九六）にすること。



山口県選挙管理委員会告示第八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和五年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、四六六
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四〇、四〇七
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四〇、四〇七
	下関市選挙区 宇部市選挙区 山口市選挙区 萩市・阿武町選挙区	四〇、一七五 五二、一八五 一三、七三五 一三、七三五

知事の解職の請求	副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	県の教育委員会の委員長又は委員の解職の請求	県議会の議員の解職の請求
地方自治法第八十一条第一項	地方自治法第八十六条第一項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	地方自治法第八十条第一項
上関町・田布施町・平生町選挙区	周防大田選挙区 陽南選挙区 防府市選挙区	山口市選挙区 美祢市選挙区 柳井市選挙区 岩手市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 下松市選挙区	下松市選挙区 和木町選挙区 岩手市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 防府市選挙区
二四〇、四〇七	二四〇、四〇七	二四〇、四〇七	一三、七三五 一三、七三五 一三、七三五 一三、七三五 一三、七三五 一三、七三五 一三、七三五 一三、七三五